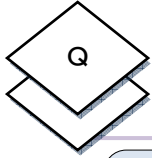




労働相談Q & Aで解決！

派遣契約



派遣労働者です。派遣元と派遣先の派遣契約が途中で解約になったからとの理由で雇用契約も解除と言われました。仕事を続けたいのですが。

A 派遣元と派遣先との派遣契約が途中で解約されたという理由のみで派遣元と派遣労働者との間の雇用契約を解除することはできません。

解説はこちら

- 派遣労働者が派遣元と締結している労働契約と、派遣元と派遣先が締結している労働者派遣契約は別個のものであり、労働者派遣契約が解約されても、それが直ちに労働契約の解除につながるわけではありません。
- 厚生労働省の「派遣元・派遣先が講ずべき措置に関する指針」によれば、労働者の責めに帰すべき事由による解除の場合を除き、期間途中で派遣契約を解除する場合は、まず、他の派遣先を探すなど新たな就業機会の確保を図ることが求められ、派遣先が確保できない場合には、休業等により雇用維持を図りつつ、休業手当の支払いなど労基法等に基づく責任を果たすこと、また、やむを得ず解雇する場合、派遣労働者に対する解雇予告、場合によっては解雇予告手当の支払い等の労働基準法等に基づく責任を果たすことが求められています。この際、派遣契約解約について派遣先に責任がある場合には、派遣先にも同様の責任が生じるとされています。
- 派遣元に正社員として雇用されている派遣労働者の場合、新たな派遣先が見つかるまで休業させる時は、労働基準法に基づき平均賃金の6割以上を休業手当として支給しなければなりません（労働基準法第26条）。また、解雇は、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は」無効となります（労働契約法第16条）。
- 派遣契約の期間を踏まえた労働契約を派遣元と結んでいる派遣労働者の場合は、有期労働契約です。法律上、有期労働契約の期間途中の解雇は、「やむを得ない事由」がある場合でなければできないこととされており、正社員を解雇する場合よりも厳しい条件となっています。

どうすれば？

- 新たな派遣先の紹介や、休業手当等の支払を求めましょう。
- 派遣元との雇用期間の途中であるにもかかわらず解雇された場合には、やむを得ない事由があるか否かについて争うこととなります。

- 解雇予告がきちんとなされていない、解雇予告手当の支払がないなどの労働基準法違反がある場合には、労働基準監督署に相談しましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働局や労働委員会に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電 話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- ◎ 山梨労働局総合労働相談コーナー
山梨労働局雇用環境・均等室内
電 話 055 (225) 2851
甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 都留及び鯉沢労働基準監督署管轄以外の地域)
電 話 055 (224) 5620
都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)
電 話 0554 (43) 2195
鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)
電 話 0556 (22) 3181